

- 1 会議名
令和3年度第3回川崎市指定特定非営利活動法人審査会
- 2 開催日時
令和3年11月8日(月)午後1時30分～午後3時40分
- 3 開催場所
川崎市産業振興会館 10階 第4会議室
- 4 出席者氏名
 - (1) 委員
前田成東 会長
伊藤義昭 委員
小倉敬子 委員
小澤裕司 委員
藤枝香織 委員
 - (2) 事務局
市民文化局コミュニティ推進部長 阿部克義
市民活動推進課長 須山宏昭
同課 NPO 法人係長 藤原啓道
同課主任 水溜篤志
同課職員 五味百合子
- 5 議題
特定非営利活動法人条例指定制度の今後の運用について
- 6 公開・非公開の別
公開
- 7 傍聴人
なし
- 8 発言内容
次のとおり

(阿部部長)

皆様お集まりでございますので、ただいまから、令和3年度第3回川崎市指定特定非営利活動法人審査会を開催いたします。

本日はお忙しいところお集まりくださりましてありがとうございます。

本日は前回の審査会からの引き続きということで、条例指定制度の今後の運用に関する検討でございます。前回いただいた御意見や宿題等を確認させていただきますが、いよいよ答申を見据えた、ある程度形を作っていくような協議をしていただく段階かと考えております。のちほど担当の方から資料に沿って説明いたしますので、よろしく願いいたします。

それではまず初めに、本日の資料の確認をさせていただきます。

(藤原係長)

<事務局による資料確認>

(阿部部長)

次に会議の公開については、指定特定非営利活動法人の審査に関する議事ではございませんので、審査会運営要綱第4条の規定に基づきまして、原則どおり、公開とさせていただきます。また本日は傍聴もないため、このまま進めさせていただきます。

本日は委員6名中5名が出席されていることから、過半数である4名以上となり開催要件を満たしておりますので、本審査会が成立していることを御報告いたします。ここからの進行につきましては前田会長にお願いいたします。

<議事>

○特定非営利活動法人条例指定制度の今後の運用について

(前田会長)

それでは、「特定非営利活動法人条例指定制度の今後の運用」について、審議を行ってまいりたいと思います。はじめに事務局から配布資料の内容について説明をお願いします。

(藤原係長)

<資料を用いて説明>

(前田会長)

まず、本日の進め方にも関わりますので、最初にスケジュールについて協議したいと思いますがよろしいでしょうか。

資料4で御説明いただいたとおり、今後のスケジュールについて、事務局から案が2つ示されました。まずこれについて御質問や御意見がありましたらお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

まず、回数を1回増やすということについては御了承いただけるということによろしいですか。

(全委員)

異議なし。

(前田会長)

そうしますとA案かB案かということになりますが、A案ですと、年明け3回連続で開催することになりますし、年度末は皆さん非常に忙しいということもありますので、それよりは、B案のように余裕をもって開催する方が望ましいように感じますけれどもいかがでしょうか。

(全委員)

異議なし。

(前田会長)

役所としては、A案の方が年度内に答申が出るのでよいのかもしれませんが、委員任期は表にもあるとおり8月31日までありますので、多少ゆとりをもって審議するという事で、B案で進めていきたいと思えます。

では、スケジュールのB案を前提に考えますと、今回は今日の意見を踏まえて答申案の骨子を出していただくこととなりますので、今回は、資料3にあります各論点への意見を、時間の許す限り出していただきたいと思えますので、御協力をお願いいたします。

まず資料3に行く前に、資料2の広報実績について、御質問、御意見がありましたらお願いしたいと思えますがいかがでしょうか。

(小倉委員)

資料2の①～④については、NPO法人すべてに直接市が送っているということでよいですか。

(藤原係長)

①については、川崎市の近隣にあるNPO法人に対して平成29年のタイミングで特別に送ったものです。②も同様の内容のものを、神奈川県民センターに配架していただきました。全法人に発送したものは③になります。今年の1月に全法人発送として約360法人に送っています。

(前田会長)

備考のところ①の発送先法人からクレーム有りとなりますが、これはどういうものですか。

(水溜主任)

近隣自治体の法人から、なぜ所轄庁ではない川崎市からこのような案内をされなければならないのかという御意見がありました。

(前田会長)

趣旨を説明してもなかなか御理解いただけなかったということですか。

(水溜主任)

川崎市民が近隣自治体の法人に寄附をしても川崎市税分の控除は受けられないため、そこを補完するには川崎市の条例指定も取る必要があります。川崎市の寄附者もいらっしゃるの

ではないかと考えてチラシを作りました。

(小倉委員)

そういう趣旨を書いた送り状はつけて送っているのですか。

(水溜主任)

チラシに趣旨が記載してあるため、細かく趣旨を記載した送り状は付けていません。

(前田会長)

実際に条例指定を取得している法人の中で、川崎市外に事務所を置く法人もいますよね。

(藤原係長)

はい、2法人います。

(前田会長)

チラシが送られてきてよかったと思ったところもあったかもしれないですね。

(小倉委員)

これだけパッと送られてくるよりも、何か付いていた方が親切かもしれません。

(前田会長)

②の配架というのは、よほど目立たないと、あるいは興味を引くような文言が表示されていないとあまり持って行ってくれないですよ。

(水溜主任)

どのように配架されたかはわからないのですが、もともと神奈川県の方から、県民センターで寄付月間の展示スペースを設けるので、何かあれば資料を配架できるとの声かけがありました。それを受けて、以前市外法人に送った①があるので、それを手直しして②を作成し、配架してもらうこととしました。

(小倉委員)

これらのようなチラシを集めて県民センターが特設コーナーで広報したという感じですよ。関心のある人がそこへ行って、チラシを取っていった可能性はありますね。色は白黒ですか。

(水溜主任)

印刷は白黒ですが、用紙は色紙を使っています。

(前田会長)

何色が良いとかあるのですか。

(水溜主任)

冬のデザインだったので、たしか水色にしていたと思います。

(前田会長)

配架する場合には、センターもそうですし、私が仕事上よく訪れる小田原の UMECO という市民交流センターもそうですが、チラシが大量に置いてあるためうまくそこにパッと行き着くというのは非常に難しいので、何か広報の面で考えなければいけないでしょうね。

県のセンターのホームページ等で少し協力してもらって、「寄附者を増やすために」というようにある程度わかりやすくしてクリックしていくとここに行きつくようにするとか。川崎市に拠点がないところに川崎市の指定を取ってもらうという取組みはたしかに重要だし、既に実績としてあるので、今後も考えていく必要があると思いますが、それを市外の人はどうやって知らせていくかというのは難しいので、大きな検討課題になるでしょうね。

他に何か御意見でも御質問でもありますか。

資料 1 の論点整理の広報のところに書かれていることはもっともな点ですよ。答申書をつくっていくときに生かしていけるかと思います。何かこれ以外に、広報で重要な点がございませうか。

(小倉委員)

NPO 法人向けの広報もいいのですが、一般の人向けの広報というのはここには入っていないですよ。寄附をして確定申告をすれば返って来るお金があるということを知らせて一般の人に関心を持ってもらい、色々な寄附の中の一つとして NPO 法人への寄附もあるという、寄附自体の啓発も必要なのではないのでしょうか。一般の人たちが NPO 法人への寄附ってどういうものなのかがわかっていないと寄附は絶対来ないですよ。今でも相続の寄附というのは社協にまともって来ていることがあります。子供がいなかったりすると、社協にお願いしますと来るらしいですね。色々な寄附先の選択肢があるということを市民に知らせることが必要なのではないのでしょうか。

(小澤委員)

応援ガイドが行き渡って、中身をちゃんと読んでもらえればそちらにも寄附も行くと思うんです。寄附で応援するというのも書いてあります。これを 150 万人全員に送付しているわけではないので、市民の手にどれくらい渡っているかはわかりませんが。

(前田会長)

法人側に対する広報とともに、市民向けの広報が重要であるということですね。前から議論になっているふるさと納税とかクラウドファンディングとか色々なものがある中で、例え

ば「社会のために寄附をしたいと考えているあなたへ」というような形で、色々な寄附先があるけれども、NPO 法人に寄附するところというメリットがありますということを知りやすく説明できるようなものですね。

(小倉委員)

知らないから寄附が来ないということも多いですね。知っていて出さないということではなく。

(前田会長)

ここにいるメンバーと市民一般の方では大きな差があります。クラウドファンディングとかふるさと納税は学生でも知っている人は多いけれども、NPO 法人への寄附は、私の授業を取っている学生であれば知っているかもしれませんが、それ以外の学生はまずわかりないでしょう。でも若い人たちがこれから社会に出てどんどん寄附する側の立場になっていくので、その辺りも何か考えていく必要があるでしょうね。

(藤枝委員)

広報に付け加える論点ということで2つほど考えてみました。

ひとつは、条例指定のメリットのアピールもあるのですが、その先にある認定のメリットを強調して伝えていく必要があるかと思いました。先日、私の所属している団体で、県内認定・指定 NPO 法人向けの学習会を神奈川県と一緒に実施しましたが、フリーディスカッションの時に、認定を取得していない団体から「認定のメリットって何ですか」という質問があり、その話題で盛り上がりました。その時に、お金の面よりも信頼感を得られることということをお話していた方がいたのですが、他方で、前回審査会でも申し上げましたが、「みなし寄附制度のようにテクニカルなメリットがあることを御存知ですか」と投げかけたところ、認定を取っている団体でも、よくわからないと答えられた団体もありました。認定法人になるメリットというのがまだまだ伝わっていないし、認定法人であってもすべて理解されていない可能性もあります。条例の先にある認定の話をもっともっと伝えていくことで、考えてみようかなという団体を増やすことに繋がるかと思います。

もう1点は、市民側への寄附の啓発を考えると、12月に寄付月間というキャンペーンがありますが、横浜でNPO 法人の方たちが集まって、寄付月間に向けた企画を作っています。先日ヒアリングに伺いましたが、この企画は、それぞれの団体がお金をください、寄附をくださいというのではなく、お金に限らず寄附をするということは社会の未来を作ることということで、啓発というか寄附文化を作ること土台にした活動を、複数の団体が一緒にやっているものです。川崎市でもごえん楽市という活動があるということは伺っていますが、団体への寄附を集めていくことも大事ですが、寄附文化の創造という大きな目線で、団体個人でやるのではなく、みなさんで集まって、寄附とはどういうことかというものを学んだり伝えたりできる学習会や楽しいイベントが各所から出てくるような文化を作りたいのも、広報ということとは少し違うかもしれませんが、大事ではないかと思いました。

(前田会長)

今の御意見について何か事務局からありますか。

(藤原係長)

机上配布させていただいた地域・社会貢献フォーラムのチラシですが、これは寄付月間に関連したイベントで12月11日に開催いたします。基本的には、寄附もさることながら、どうやって共感を得て、活動を着実にやっていくかというところに焦点を当てた形で一昨年から「対話・賛同・共感」をテーマに実施しているイベントです。今の藤枝委員の御意見に対してすべて答えられてはいませんが、答申も含めて取組みを検討していく必要があるかと思っております。

(前田会長)

もちろん現時点で行われていなくても答申の中で今後への展開ということで盛り込んで、進めていけば良いと思います。

(須山課長)

補足ですが、これまで地域・社会貢献フォーラムは、例えば企業との連携であるとか、それぞれの年度でターゲットを変えてきている経過があります。今日の御意見を踏まえ、団体のテクニカルなスキルアップというよりは、市民の方たちに対する文化の醸成や周知という視点で、今後、色々なイベントの中でどういう風に工夫していくかというところを、ターゲットを変えていく等の開催の工夫をしていくことは考えられます。

(小倉委員)

今月の市政だよりには、こどもの権利条例関係のものが多く載っていたと思うのですが、同じように12月の寄付月間に合わせて、寄附についての広報をするのはどうですか。市政だよりはかなり多くの市民が読んでいるということですので、「寄附というものはこのように役に立つのでぜひやってみませんか」「寄附先の中にNPO法人というものがあって、寄附をすると市民活動が活性化し地域のためにもなりますよ」といった、誰にでもわかる言葉で、やさしい内容のパッと目につくような投げかけを、市政だよりに入れていくというのは、多くの人に軽く知ってもらおうという意味で良いのではないのでしょうか。広報は、何度も目に付くということが必要だと思いますが、例えばこのフォーラムだと定員30名ということですし、チラシを見る人がいると言っても、市民活動をやっている人は行ってみようかなと思っても、一般の人にあまり関心がない内容ですからこれを見ても何かよくわかりません。市政だよりで、わかりやすく「こういうものがあります、詳しくは役所へ」ということを書いておくだけでも随分違うと思うので、ぜひ御検討いただければいいのではないかと思います。

(前田会長)

寄付月間というのはどこがやっているのですか。

(水溜主任)

寄付月間事務局というものがあります。主には日本ファンドレイジング協会が関わっています。

(前田会長)

行政がやっているものではないのですか。

(藤原係長)

スタート段階には一部行政も関わっていたようですが、基本的には事務局が立ち上がって、そのメインを日本ファンドレイジング協会が担っていると聞いています。

(小澤委員)

市政だより等に「現在の条例指定 NPO 法人は〇〇です」とその名前をただ載せるだけでも大きく違うような気がします。確定申告も絡むので、税務署が発行するものには載せられないと思いますが、川崎市が確定申告の用紙を送付したりする際、封筒に印刷するといったことはできませんか。

(藤原係長)

市税部門との調整になろうかと思えます。また市政だよりも検討しなければなりません、紙面の取り合いになっています。寄附という単語でいった場合、川崎市もふるさと納税に力を入れているところもありますので、そことの兼ね合いを取りながら、市としてどういうメッセージをどういった重みで発信していくのかは調整が必要になる可能性があると思えます。

(小倉委員)

ふるさと納税も寄附のひとつで色んな寄附の形があります。ふるさと納税は市への直接の寄附ですが、NPO 法人への寄附は市民活動が活性化することで地域の自治に繋がっていくものですから、そんなにかげ離れたものではありません。書きようですから、創意工夫でやっていく必要があると思えます。

(小澤委員)

1 つ機会があるとすれば、税理士会が確定申告時期に無料相談をやっています。市政だより等に「確定申告無料相談をどこでいつからいつまでやります」という広報が出ますよね。今回少しやり方が変わるところもあるのでそれなりのものが出ると思うのですが、そこで「川崎市の条例指定 NPO 法人はこれだ」と載せられないかなということがあります。税務署との調整は確実に必要になりますが、川崎市の条例指定 NPO 法人が何なのかということ

をいちいちホームページ等で調べなければいけないんです。それが大変で、川崎市の条例指定なのか神奈川県指定なのかそれとも認定なのか判別が付きづらいので、せめて川崎市の条例指定だけでも載せられないかと考えました。

(前田会長)

具体的なやり方については御検討いただかないとはっきりわからないと思いますが、大まかにまとめると、資料1の論点整理の広報で挙げられていることに加えて、まず市民向けの広報・アピール、そして一部啓発も入ってくるわけですが、もう少し団体・法人側ではなく、寄附する側の市民へ向けたアピールが必要ということですね。また寄付月間などもせっかくありますので、これを通して、ふるさと納税等と多少混ざる部分があっても、寄附先というのは実に多様ですということを含めて、寄附文化を根付かせるような方策を取っていくことが必要ではないかということ。それから条例指定からやがて認定を取得する法人もあるわけですが、認定法人のメリット、例えばみなし寄附金制度等について、もっと積極的に周知していくことが必要ではないか。

だいたい広報については以上のようなことでよろしいでしょうか。

では、次に資料3ですね。前回の答申の体系を基にこれまでの議論を整理したものということですので、今まで触れられていない論点を中心にこの場で協議をしていきたいと思えます。よろしいでしょうか。では説明を事務局からお願いします。

(藤原係長)

<資料3について説明>

(前田会長)

資料3に基づいて御意見をお伺いしたいと思います。限られた時間で1項目ずつ御意見を伺うことは難しいので、ある程度まとめながら、重要なポイントごとに御意見を伺いたいと思います。まず、「はじめに」のところは現状把握に当たる部分かと思いますが、第1の部分で何か御意見や御質問はございますか。

(藤枝委員)

3(3)で前回は課題別件数というものがありませんでしたが、今回は件数のデータはないということですが、相談記録やヒアリングの状況から、どんな相談内容だったかとか、定性的な情報というのは残っているのでしょうか。

(水溜主任)

前回の答申を見ても「これまでに条例指定または認定の取得に関する事前相談のうち実際に指定取得に至ったものを除いた12件について指定申出にあたって課題となった主な内容を見ると、寄附者の数などの公益要件が課題となったものが4件、単式簿記などの経理面が課題となったものが3件、事業報告書などの提出要件が課題となったものが2件と

なっている」と書かれています。どのくらいの期間を集計しているかは調べてみないとわからないのですが、相談に来られたところは記録をすべて残していますので、同じようなものを作ることはできます。

(小倉委員)

条例指定を申し出る団体はすべて相談に来ているわけでもないのですよね。1回は必ず来ていますか。

(水溜主任)

1回は来ています。また興味がありそうなところにはこちらから声をかけ、それを1回目としていますので、いきなり申出書類を持ってきましたというところはありません。どんな状況かをヒアリングさせてもらいながら、「では次の時に申出書類をたたき台で良いので作ってきてください」というように説明していますので、いきなり申出ということはありません。

(藤原係長)

いいのか悪いのかは別ですけれども、仮に法人がこれで提出と思ったとしても、一発で受け取れるようなものがなかなか揃わないというのが実態だと思います。仮にそれなりに揃えてきたとしても、それを見て指示・指導ということになりますので、そういう意味でもいきなりということはないのかなと思います。

(伊藤委員)

質問ですが資料の4(4)にある資料は、これは既に示されたものですか。

(藤原係長)

第1回の資料としてお出ししているものです。

(伊藤委員)

非常に興味深いので、もう一度精査してみます。

(藤原係長)

おそらく、(4)のところは市民アンケートを引用している部分だと思われます。それに対応する川崎市民を対象にした調査結果はうまく見つからないというところで、右端に入れているのは内閣府が公表した資料でございます。

(前田会長)

資料1の寄附のところに出ているのは、あくまで内閣府の調査であって、川崎市民対象のものはないのですかという確認ですが、それは残念ながら、ないということですね。本来で

あれば何かのタイミングでそういう調査を行った方がいいですね。

(藤原係長)

そうですね、今からでは答申には間に合いませんが。

(前田会長)

答申に間に合わせるためにやるのは、分析の時間も必要ですから時間的に無理ですね。

(藤原係長)

今後の把握という意味で、市民アンケートへのエントリーを検討というのはあってもよいのかなとは思いますが。

(前田会長)

そのほか、大きい第1について何かありませんか。では、またお気づきの点がありましたら戻っていただいても構いません。一番時間を割かなければいけないのが第2と第3ですね。第1の「指定基準及び手続きに関すること」と第3の「今後の運用に向けた提言」の1、2あたりは繋がっている部分があると思うのですが、前回第2回審査会の論点整理で、この審査会としてまず意見を共有しておかなければいけないのが、前から話題になっている成果指標についてです。この、実態と相当隔たりがある成果指標を目指すためにどうしていくのか。もし増やす場合に公益要件変更の必要があるか、この辺についてはざっくりばらんに委員の皆さんはどうお考えでしょうか。成果指標というのはこの審査会で決めたものではないですね。

(藤原係長)

そうですね。平成28年の時も、数値を審査会に御報告したという形です。

(前田会長)

成果指標が、例えば下方修正すべきだとか、そういうことをこの審査会でいうべきかという話もありますが、来年度からの実施計画では数値は変えないということですよ。これは事務局の見解ということでしたが、必ずしも達成されなくてもそれに縛られる必要はないという御意見でした。ですから成果指標と現実が大きく隔たっていることは認識しながらも、今回の答申でそこにこだわりすぎる必要はないと思いますが、そのあたりいかがでしょうか。

(小倉委員)

あくまで目標であって、目標と現実はずいぶんイコールではないので、それでもよいのではないですか。

(前田会長)

今回の答申でそれに近づくような取組みはするわけですから、あとは結果を見てみなければわからないですね。

(小倉委員)

直接そこに関しての意見を言うことはないかなと思います。

(前田会長)

公益要件をどうするかについては、ある程度、審査会として意見をまとめておく必要があると思うのですがいかがでしょうか。論点整理表と資料 3 第 3 のところに公益要件についてある程度書かれていますが、基本的な要件は変えなくていいのではないかとか。

(小倉委員)

前のまとめの中で、現状維持が良いということと、広げるのが良いということと、市民の様々な意見を聞くというものがあるのですが、これは市の施策としてやるものなので、市民の意見を聞くものではないのではないかと思います。条例指定が認定を取るためのワンステップということも考えれば、緩くしてしまうと認定に繋がらないということもあります。当初から、川崎市としては認定を目指すための制度であり、法人にとっても条例指定だけでは十分メリットがないため、その先の認定を取りやすくなるステップになるものです。これももっとアピールしなければならないと思いますが、そういう意味から考えれば、現状の方針として認定と合わせた形で作った条例指定の要件というのはそのままでいいのではないかと、私は妥当だと思います。

(前田会長)

私も基本的には現在のまま公益要件は変えなくてもいいのではないかと前から思っているところですが、他の委員の皆様はいかがですか。

(藤枝委員)

今まで色々とお伺いしていて、公益要件を変えるというのはおそらく緩くするという意味で変えるという方向のことだと思いますが、それによって法人数が増えるかどうかはわかりませんが、増えたとしても、それが「寄附が支える地域を作る」ということに向かっていくものなのかということ考えた時に、例えば市役所と協働事業をやっている団体があったときに条例指定を受けられるというのは、その方向性と関係があるかというところとちょっと違うかもしれません。立ち返ってみると、認定の基準でもあり指定の基準でもある、たくさんの小さな力に支えられる団体であるという市の要件は、少なくとも緩める方向には今は変えなくてもいいと思っています。

(前田会長)

よりハードルを高くすることはありえないですね。現時点で川崎市はがっちりし

たものになっているので。

(小澤委員)

何か入るとすれば、横浜や相模原でやっているような、推薦だとかその手のものですね。せいぜいそれくらいだと思いますが、それで指定になったとしても、そこから後は、流れとして認定を目指してもらわなければならないということでしょうから、よほどサポートが必要になるだろうなと思います。条例指定を受けている法人で認定を目指してやっているところを知っていますが、サポート体制が整っていないとやはり難しいです。それに類する態勢を取れるのであれば、推薦を要件に入れることも可能ではないかと思いますが、そこまで手が回るのでしょうか。私も今のものから変える必要はないのではないかと思います。

(藤原係長)

前回の審査会で、投げかけとして、よりわかりやすい基準を考慮してみてもどうかと谷本委員から御発言いただきました。本日は残念ながら御欠席ですが、そういった視点が出てきたということ、両論併記といったこともありうるかということで、項目としてカッコ書きさせていただきました。なかなか正解が難しいところではございますので、谷本先生もいらっしやらない中で難しいなと思っております。

(前田会長)

ですから、方向性としては今の要件を変えなくていいということだけれども、現要件を継続するにあたっての課題も色々あるので、それをうまく滲ませつつ事務局に案を作っていたいて、案を見てまた次回以降そこは議論すればよいのではないのでしょうか。

伊藤委員はいかがですか。

(伊藤委員)

基本的に変える必要はないと思います。できるだけわかりやすいようにすることが良いと思います。

(前田会長)

それでは基本的には公益要件は変えないということで了解された、という前提で進めていきたいと思います。市の指標についても、数値について特にここで議論する必要はないだろうということ。

あと論点整理の 2 つ目に、目指すべき姿というものについて何らかの意見を出した方が良いのではないかという考えも示されているのですがいかがでしょうか。結構大きな話になりますが、もともと総合計画の中にこれに類することは明記されていなかったか。総合計画は、政策があって施策があって個別の事業、と多段階的になっており、目標に対して数値を立てる形になっていると思いますが、その際に目指すべき何らかの姿があるからこういう指標を立てましたということではないですか。

(藤原係長)

前回お出しした資料からピックアップいたしますと、「誰もが生きがいを持てる市民自治の地域づくり」、それを受けた政策として、「参加と協働により市民自治を推進する」。その政策を受けた施策として「市民参加の促進と多様な主体との協働・連携のしくみづくり」。それを受けた直接目標として「多様な主体が協働・連携して地域課題の解決を進める」。その直接目標を受けた成果指標として「市内認定・指定 NPO 法人数」というところです。指標の 1 つ上にあるのは「多様な主体が協働・連携して地域課題の解決を進める」というものです。

(小倉委員)

指標の上にもう一段あってもいいですね。

(前田会長)

もう一段何かないかなという感じですね。もう少し具体性がありつつ、かつ方向性が明確にわかるようなもの。

(小倉委員)

どうとでも解釈して、その下が作れるという感じですね。

(水溜主任)

市民活動全般になるとそこで留まってしまって、我々 NPO というところではもう一段欲しくなるのかと思います。多様な主体というのは任意団体だったり町内会や自治会だったり社会福祉法人だったり色々ありますが、それらが地域課題解決に一斉に向かっているときに、NPO 法人は寄附等の支援がなくて体力がないからといって取り残されないように支援していくのが我々の役割と思っています。

(藤原係長)

庁内的には、「地域課題の解決の重要な主体の 1 つとして NPO 法人がある」という言い方をしています。並列的に、NPO も登場人物という扱いとなっていて、NPO に焦点が当たった言い方にはなっていないというところだと思います。市民活動全体が活性化されていくというところ、NPO だけではないというところだと思います。

(伊藤委員)

最近テレビでも社会活動がだいぶ打ち出されているのですが、特に SDGs という概念ですね。SDGs は色々な活動を実際にやろうとして具体的に動いていますので、それとリンクするようなものがあれば目指すべき姿や社会というものが少し見えてくるのではないかなと思います。

(藤枝委員)

今言葉を増やす段階ではないと思うのですが、町内会自治会もそうですが、市民参加の受け皿としての NPO、参加をする場所としての NPO というのも 1 つあるかなと思いました。市民が選んで参加する場が増えるという感じでしょうか。

(前田会長)

それはかなり重要ですね。今どんどん高齢化が進んで、退職した後ももっと社会に関わりたいという人がいた時、なんとなく町内会や自治会はいつも同じメンバーで、それは住んでいるところの単位で活動しているものですが、NPO は分野ですから、自分だったらこういう分野でもっと力を発揮できるという人もたくさんいるので、そういう視点を入れてもいいかもしれないですね。難しいのは、市の総合計画の体系と方向性が違うことを出すのもずれが生じるように、先ほど水溜さんが言っていたような一段空いている部分に、今出た意見をうまく盛り込んでいただいて、原案を作っていたいただければと思いますがいかがでしょうか。

(藤枝委員)

ではなぜ法人なのかという話にもなりますが、受け皿というか、より活動が持続的に、より社会に対する影響なり課題解決の力を強めるために法人化をされているので、市民の課題解決力を高める装置として法人が増えていくことは望ましいこと、というようなことを余白にいらしていただけるのであれば、法人数が増えた方が良く、より地域で支えられる法人が増えていく方が良いという中で、少し飛びますが、指定法人数というのも一つの指標としてあるということかなと自分の中で理解しています。

(前田会長)

ではその方向で御検討いただくということで、第 2 の課題についてはよろしいでしょうか。第 3 の 1 と 2 は変更しないということですので、現状の線でまとめることを前提としまして、具体的な取組のところでは議論が必要ではないかというところがありますが、(1) 制度の使いやすさの向上について、書類の見直しは、今まで何度も前回の答申以降行っていますので、その辺りを書いていただいて、【これまでの取組の確認と具体的な取組の余地、他都市事例】というところはどのような感じですか。

(藤原係長)

前回の答申で、「基準運用の明確化と事前判定の仕組みの検討」として、法人が自ら自分たちが要件に該当しているかをある程度チェックできるような形というのが想定されていたと思います。自分たちも今チェックリストをホームページには出しているところですが、他都市のものと比較して、そこをしてみるとということも 1 つ、改善の余地があるのではないかと考え、入れさせていただきました。この場に検討資料をお出ししているわけではないので、投げかけということになります。必要であれば他都市のものを出して、現状と見比べた

印象というところを皆様に御覧いただくのもよろしいのかと思います。

(前田会長)

法人には、こういうチェックリストがありますよという広報はされているのですか。

(藤原係長)

基本的には、認定や指定の相談が来た時に、窓口で一緒に制度の説明をしながら見てもらうイメージのものかなと思います。なので、これを見ればわかりますとか、これだけで足りるというようなものには今なっていない印象を受けます。

(前田会長)

ホームページのチェックリストとは、丸をつけていけば要件を満たしているかわかるようなものではなくて、こういう要件ですよと書いたものになるのですか。

(藤原係長)

要件を書いているものです。

(前田会長)

例えばチラシに、チェックリストはここに載っているということを示してあげるのもいいのではないですか。

(小倉委員)

チラシの3・4ありますよね。そこに、「これでチェックできますよ」「市のホームページにありますよ」というようにキャッチコピーを書いてあげるのはどうですか。もっと気軽にやってみようかと思えるものが良いと思います。

(水溜主任) 全法人発送にはチェックリストはつけていません。

(小倉委員)

まじめすぎるチラシなので、もっといかに見てもらって簡単に入ってきてもらうかが大切です。試してみようかなという気持ちになって、その後ゆっくりこういう内容を見てもらうというように繋がっていくと思うので、役所のチラシは抜けがあってはいけないということで文字が多いのですが、表にはもっとラフな感じで書いて、裏はもっと細かくしても読みたい人は読むしホームページも読みます。チラシを手にとってもらわないと話にならないので、法人になるのを考えている任意団体の人も食いついてくるような作り方をぜひ工夫していただきたいです。

(前田会長)

広報の重要性がますます明らかになってきた感じですね。この「チャレンジしてみませんか」のチラシは例えばホームページにも掲載されていないのですか。

(藤原係長)

掲載していません。

(前田会長)

チラシのPDFにリンクを貼っておくような工夫も良いですね。字がたくさん書いてあるとそもそも手に取ってもらえないですから。

(伊藤委員)

応援ガイドの一番後ろはわかりやすいですね。イラストや漫画だとさっと読みやすいです。活字ばかりだとなかなか読まれないかと思います。

(前田会長)

その辺は御検討いただくということで。

(小澤委員)

少し話はずれますが、NPO法人は設立の時に、川崎市の方に相談に来ていますか。

(藤原係長)

基本的には相談に来るパターンは多いです。

(小澤委員)

ではいきなり設立ということはあまりないのですね。

(藤原係長)

皆無ではないのですが、ごく少数と認識しています。NPOを設立したいという御相談が来て、では1度可能な限り窓口に来ていただいて、お話をお伺いして、制度の御説明をします。その中で一社という選択肢についても御説明して、NPO法人の制度も御説明した上で御検討くださいというやり取りが主かなと思います。

(小澤委員)

そこで条例指定の話なども出ているのですよね。

(藤原係長)

最初の、これから団体を作ろうというところが、NPO法人制度を知り尽くしていない場合も多いので、そういう方たちに指定認定の話は入口のところではしていないというのが現

状です。NPO 法人として認証されたタイミングで認証の通知をするときに、機会があれば、こういう制度もありますよとか、興味はありますかと話を振ることはあります。

(小澤委員)

最初に捕まえてしまった方がよいのではないのでしょうか。NPO 法人認証までですでに精力を使ってしまっているのです、そこから指定を目指すのに、またこれをやらなきゃダメあれをやらなきゃダメとなると、嫌になってしまいませんか。

(須山課長)

設立にあたってほぼ御相談に来るとお考えいただいて結構で、いきなり来るというのはほとんどありません。何度もやり取りを重ねて、法人として設立に至るとというのが実態なので、その先にあるロードマップに関して、NPO 法人の制度としてはこういうものがあるということには触れていますが、法人側としては遠いところよりも目先のことに苦勞されているということが相談の実態としてはあります。

(小澤委員)

それはわかります。経理等のところが後回しになってしまっていて後々苦勞するので、最初のところでこうしておけば楽になるという説明をしておいてもいいのかなと思います。実際できるかどうかはわかりませんが。

(前田会長)

中には設立の段階から認定や指定を目指しているところもありますよね。ですから、とりあえず応援ガイドのような冊子を設立の時にお渡ししておいて、いずれこういう仕組みもありますよとお伝えしておくことだけでも違うと思います。

(藤原係長)

前回の答申の中でも新規設立法人を含めて周知が必要と意見をいただいて、ある程度取組を意識しているところもありますが、そこが足りない可能性もあるということで改善の余地はあるのかなと思います。

(藤枝委員)

小澤先生の話聞いていて私もそうだなと思ったのですが、設立される時に、会費を集めるとか寄附を集めるということにまだ考えが及ばないような団体さんも結構いらっしゃいます。ステップとして、まずは法人を作る。でもその先にある認定・条例指定になっていく場合には、会費や寄附というものをしっかり集めていかなければいけないということです。それから毎年報告書をきちんと期日前に出さなきゃいけないというような、法人を適正に運営するということが認定や条例指定に繋がることなので、きちっとやっていく必要があるという意味でも、最初に伝えていただいても良いかと思いました。切り離された制度ではなく、

適正な運営の先に、よりしっかりとした法人となるための道として認定や条例指定があるので、認証法人の中でしっかりと運営していかなければいけないというところで御説明をしていただければと思います。

もう 1 点、使いやすさの向上のところで、取得のためのアドバイザー派遣のようなことで、今はセンターの方とか市役所の方で事前相談を受けられてサポートをされていると思うのですが、最初のハードルを下げる意味で、例えば、事務所等で一緒に書類を見てくれて、寄附者名簿を見てアドバイスをしてくれるとか、相談に乗ってくれるアドバイザーとか先輩法人でもいいのですが、そういう方に相談できる制度があると良いのではないのでしょうか。受付で説明を聞いて帰っても、帰ってから自分のところの書類を見ると難しいと感じることもあるので、やや手取り足取りすぎるかもしれませんが、もう少しハードルを下げる 1 つの制度としてはありかもしれません。

(小澤委員)

川崎市の場合は税務経理と社会保険関係でアドバイザー制度がありますよね。他のところについては確かにそういうものはないですね。

(藤原係長)

どこまで講師なり、御協力いただける法人なりがいるかなというところは出てきますが、おそらくそこが最大のハードルになってくるところで、あとは実体験に基づいたアドバイスなりがあればより前向きに考える余地があるのかなと思いますので、そこは何かできるというなとは思っています。ありがとうございます。

(阿部部長)

この具体的な取組の「事前判定の仕組みの検討」というところで、ウでは設立段階からと項目が分かれていますのですが、事前判定の仕組みとしては、前回、こういう仕組みが必要だという話で、チェックリストが一定程度機能したのかなと思われまます。事前判定の仕組み自体は良かったのだけれど、ウのところの周知や、運営基盤の強化・サポートを強化していくというところがより重要になっていくのかなと考えますと、この項目をどう表現するのかはまた事務方で検討しますが、全体のイメージとしてはそのような形でよろしいのではないかと思います。

(前田会長)

では今の御意見を参考にまとめていただければと思います。次に (2) に進みます。ファンディング力の向上の支援が必要ということと、地域社会貢献活動の認定や表彰を契約上の評価項目にすることが望ましいといった点ですが、このあたり御意見はありますか。

(小倉委員)

表彰というのは行政が表彰するということですか。

(藤原係長)

そういうことになります。アとウのところについて、現状はイメージですが、ファンドレイジング力の向上というところは、カワサキコネクトもそのイベントの1つとしてやっているところです。ウについて検討もしたと聞いていますが、なかなか難しいというところで、契約の評価項目にするところは止まってしまっている状態です。

(前田会長)

アのファンドレイジング力の向上の方はほとんど問題ないと思います。カワサキコネクトがありますし。

(伊藤委員)

ウの項目で、社会貢献活動の認定・表彰というところで、日本人は表彰が好きですが、評価というのは日本社会ではあまり行われません。悪いことをすればテレビでもやたらと報道しますが、良いことをしてもなかなか出てこないの、何も表彰状じゃなくても、良いことは良いこととして評価する、ディベロップするようなシステムができると、もっと市民活動も活性化するのではないのでしょうか。その辺りの検討が必要かと思います。

(小倉委員)

今川崎市内でも、CSRで企業が地域と一緒に活動しているところがたくさん出て来ています。実はNECが市民活動センターと連携して色々なイベントをやっており、先日表彰させていただきました。認定とか大げさなものではなくても、そのようなフィードバックがあると、会社の中でも「その活動が役に立っている」と認められるのだそうです。感謝状でも表彰状でも良いので、何かリアクションがあると励みになって、また周囲も、自分たちも感謝状が欲しいなと思うようになっていきます。別に市が表彰しなくても、便益を受けたところがお礼なりフィードバックしているかなと思うところもありますし、もし川崎市がやるのであれば、自薦他薦を問わず募集をして、色々な表彰制度と同じように審査会で審査して表彰するというのも悪くないと思います。他の企業がやっているということを知ると、やっていない企業も地域貢献活動をやり始めます。逆に、その活動内容が大げさなものではないということが分かる方がいいですね。こういったことでも地域に貢献できるとわかるような制度があると、企業はすごく励みになると最近思っています。昨年、公益財団法人東京応化科学技術振興財団というところに表彰状を差上げたのですが、地域の子供たちへということで、小学校やこども文化センター、わくわくプラザの他、市民活動センター以外の法人にも何万冊という図書を寄贈してくれました。子どもたちと一緒に感謝状を藤嶋昭理事長にお渡しして、それを新聞に取り上げてもらいました。メディアに発表すると、人に周知されることが一番励みになるので、そういう形で表彰というのは考えてもいいのではないかと私は思います。ただこれを川崎市がするのか別のところがやるのか、どこが適正かはわからないですが、社会貢献のことをできるところがやれば良いのではないのでしょうか。今社協で

も社会貢献の表彰というのがありますが、地域とか福祉に限定されており、いわゆる企業の地域活性化や社会貢献には繋がっていないので、そういうのをどこかに設けてもらうというのは考えてもいいのではないかと思います。

(前田会長)

今市民活動センターで発行されているものに連載で掲載されていますよね。企業の社会貢献の紹介があって会社名もちゃんと出ていますし、写真入りでどういう活動をされているかということも出ていますので、とても励みになりますよね。

(小倉委員)

ナンバーゼロにコラムで、企業の社会貢献活動について載せているのですが、とても喜んでいただいております、皆周囲に配っているそうです。

(前田会長)

方法は様々あるけれども、表彰なり公表なり、色々な方向で考えるというのも一つの手ではないでしょうか。

(伊藤委員)

ナンバーゼロで活動の経過が記事になったりするのが一番嬉しいですね。自分の名前が載ったり団体が評価されたりすると、それを原稿にして冊子を作ったりもして PR ができます。ナンバーゼロや、あるいは神奈川新聞や東京新聞とか公のもので評価されるのは嬉しいですね。それによってどんどん PR が広がっていくので大事だと思いますね。

(前田会長)

市である程度そういう情報を集約して、ホームページでクリックすると、〇〇会社が〇〇から表彰されましたとか、〇〇に掲載されましたとか出るだけでも、おそらく励みになると思います。

(伊藤委員)

自分の名前が載っているのを見るのは嬉しいものですので、ぜひ活字に残すとか、金銭的なものではなくて評価してあげたいですね。

(小澤委員)

ただ、表彰等をするというのは素晴らしいことだとは思いますが、条例指定 NPO 法人の寄附促進の施策として、というのは少し違うかなと思います。

(前田会長)

たしかにそうですね。政策の体系としては、今委員の皆様からいただいた趣旨だと少しず

れが出るかと思しますので、置き場所を変えればいいですね。

(小澤委員)

やったことが評価されるというのはたしかに素晴らしいことで、そうであれば事業そのものが、人が変わっても持続していきます。NPO 法人はうっかりすると自然消滅しかねないものが結構ありますので、やっている人が皆いなくなったりしては困りますから。

(前田会長)

法人はあるけど休眠状態というものが結構増えてきていますね。

(小澤委員)

そうですね。それは困ってしまいますので、そうならないためには、やはり事業そのものを評価するというのは非常に重要だと思います。

(伊藤委員)

経理とか財源的に行き詰まって続かないんですよ。

(前田会長)

では少し置き場所を検討してください。

(阿部部長)

この部分については 5 年前の時には寄附文化の促進ということもまだまだ言われ始めたところなので、企業がお金を出すことも背景として異なっていました。それに対して認定とか表彰ができればということもあったのですがなかなか難しいということで、他は「必要」という表現になっているところ、ここだけは「望ましい」という表現で御提言いただいたかと思えます。今は企業の社会活動や NPO の支援とは別で、SDGs もかなり広がってきており、こことは別のステージで市民活動全体の話のワンプレイヤーとして企業は今注目されているので、少しそこは整理して考えていきたいと思えます。

(前田会長)

ではそれで御検討いただきましょう。最後に、(3) の法人の運営基盤の整備強化のサポートで、プロボノは、前回から現在もできる範囲で、小澤先生も含めて色々取り組んでいただいているので、これは継続的に記載して問題ないかなと思えます。

何か補足があればお伺いしたいと思います。伴走型支援については最近かなり強く言われ始めていますが、この部分はどうでしょうか。こういう形の伴走型支援が特に望まれるとか、藤枝委員も色々現場で話されていると思えますけれど。

(藤枝委員)

伴走型支援をするためには、支援する方の人材にいかにお支払いできるかというところですね。多少専門の人材が必要になってくる部分でもあり、専門家の方々をお願いする部分の費用がどれくらい厚くなるかによって伴走型支援の仕組みが変わってきます。また、伴走型支援も、なかなかマルチで支えられる人は少ないので、このテーマならこの専門とかこういう経験を持っている人、というようにチームを作って、団体に対してどういう方が支援するのがいいかということを検討する場とか、まとまったプラットフォームのようなものが必要です。市役所として直接市民団体を支える部分だけでなく、市民団体を支える人たちを支える部分にも、ぜひ支援体制を厚くしていただけるといいなと思いました。小澤先生のような専門の方々にはプロボノで入っていただいていますけれども、そういった方とのネットワークをもっと厚くするとか、ただ人がいるだけではなかなか動かないし、人自体も養成しなければいけないし、少し時間がかかるけれども大事な部分かと思います。

(小倉委員)

条例指定になった NPO 法人に対しての伴走支援ということなので、経理のこととか司法書士や弁護士という専門相談は既にあるけれども、いわゆる運営に関する伴走というのは非常に難しいですね。マネジメントに関してもその他の専門相談と同じような形で置ければ、それ自体はできると思います。ただそれは一人ではだめで、色々なタイプの人がいなくなかなか難しい。専門家の登録だけしておいていただいて、必要になったら連絡して決まった時間だけ謝礼をお支払いするという形の枠を増やしていくことで可能性は出てくると思います。市民活動センターは、任意団体への支援は別の団体へ頼んでいるのですが、NPO 法人でそういうサポートができるようなシステムができればいいなと思っています。

(前田会長)

伴走型支援の助成金は最近作っていますよね。コラボ 50 とか若者向け支援とか。NPO 法も何度か改正されて、今 20 分野ありますが、19 番目に「活動団体への連絡・助言・援助」とありますよね。川崎市におけるサポート型の NPO について、課として把握し連絡調整は取っているのですか。

(水溜主任)

他の NPO 法人の支援をするためではなく、同業種の人たちにちょっとしたコンサルティングをする程度でもその項目を入れてくるので、すべてがここで議論するような法人というわけではないんですね。はっきりした数は今わからないですが、専門的にやっているところはあまり見たことはありません。(→9 月末日時点で「活動団体への連絡・助言・援助」に該当する法人は 83 団体)

(小倉委員)

先週のごえんカフェに、社団法人だったかはっきりしませんが、団体支援をしている団体が来ていました。無料での専門相談というのは難しいと思いますが、例えばセンターでは 2

回まで無料ですので、そういうやり方が一番いいのではないかと思います。とりあえず相談してみて、ものになりそうだったらお金を払ってきっちり相談を受けてもらうというシステムで、伴走できる、コンサルのできる人たちを何人かチームとして、活動センターなどに作るような、今あるものを拡大していくことで法人に使いやすいシステムになるのではないかなと思います。ずっと無料というものではなく、できたての NPO 法人は無料であるとかですね。きっかけがないとそういった専門相談も受けに来ないので、そのようなことは考えてもいいかなと思いますね。

(前田会長)

藤枝委員が、NPO 法人になろうとしている方でも会費や収入を得ることを考えていない人も結構いるとおっしゃっていましたが、例えばセンターの助成金でも、スタートアップは 100%助成が出るけれども、ステップアップになると途端に自己資金が必要になるという壁があります。最初から、運営にはある程度お金が必要だと認識していただくためにも必要ですよ。

(藤枝委員)

運営基盤の整備強化と少しずれるかもしれませんが、伴走型支援というのは 1 団体に対してサポーターが張り付いてということなのですが、もう 1 つの手法としては、法人運営の実質的な責任者である事務局長とか代表理事とか、そういう方同士のネットワークを醸成するということがあるかと思います。割と団体のリーダーは、団体の中に相談相手がいなかったり話せないこともあったりするのですが、団体の運営者同士で情報交換するような場であれば、例えば税理士さんをあそこをお願いしているというようなちょっとした情報交換ができたり、整備強化とは別の次元かもしれませんが、運営する側のエンパワーメントの場として非常にいい場所になるのかなと思います。先日ヒアリングした寄附キャンペーンで集まっている方たちから、自分たちの団体の課題を他の団体のリーダーの方々と同じ目線で話せることが、寄附とは別の意味で非常に勉強になっていると伺いました。誰が用意するかという市ではないと思いますが、どちらかというセンターさんかもしれませんが、そういう場もあるといいなと思いました。

(小倉委員)

センターで、NPO 法人連絡会を昔作ったことがあります。その時は、法人のレベル差があまりにも大きすぎて、自分たちで運営してやっっていこうという団体と、仲良しグループの NPO 法人では全く話が通じなかったため、半分以上がやめました。残った人たちが、今自分たちだけでネットワークを運営しています。センターは当初きっかけづくりということで会費も取って、1 年程立ち上げに関わったのですが、中で話すことのレベルが違うため、ここへ来ても何の解決にもならないと言われてやめられたことがあります。ネットワークを作るというよりは、市やセンターで年に 1 回程度、テーマや対象を決めて会を招集し、情報交換会をやりませんかといったレベルであれば繋がれると思いますし、そこで自分たちでネッ

トワークを作ってもら方が効果的かなと思います。例えば防災ボランティアネットワークも、作ったはいいのですが解散するのに苦労しました。今の人たちは、自分たちで作るのを嫌うという傾向があります。場があればうまく活用するけれども、自分たちが組織全体を担っていくことはせず、誰かがやってくればそれに乗るという人が多いですね。あとは直接、ごえんカフェのように、マッチした団体と意見交換していくような場を作った方がいいかなと私は思います。昔、自治フォーラムといったものがありました。市全体でそういう情報交換できる場があると人が集まって来るかもしれないので、そういう場は必要だと思います。

(前田会長)

今の藤枝委員と小倉委員からいただいた御意見を(3)のところはどうにか入れることはできると思いますので、御検討いただきたいと思います。

それでは予定時間が過ぎましたので、他に何かありましたらお出しいただきたいと思いますがいかがですか。

(小澤委員)

情報提供になります。NPO 法人で、収益事業があり、法人税の申告をしているところがあるかと思いますが、令和 4 年 1 月 1 日から電子帳簿保存法が変わります。改正されて、特に一番大きく変わる部分というのが、これまで電子取引については、電子取引をプリントアウトしたものを残しておくようにということだったのですが、今度は電子取引そのものを残すことになり、プリントアウトしたものでは証憑書として認めないという話になっています。NPO 法人でもネットでの電子取引をやっていると、向こうから紙の請求書が送られてくる場合はそれでいいのしょうけれども、電子だけで完結しているようなものについては、電子データを残しておかないと、青色申告の要件にひっかかりが出てくる可能性があるのです。そこを周知しておく必要があるという話です。あと 1 か月ちょっとしかないのですが、それは周知してもらった方がいいかなと思います。

(小倉委員)

うちの法人も今勉強中です。NPO 法人にはその情報は行ってないと思います。

(小澤委員)

インボイスと同じで、おそらく情報は行ってないでしょうね。

(小倉委員)

実際、話が表面化したのはつい最近ですよ。今急いで色々なことをやらなければいけない状況になっています。

(小澤委員)

電子帳簿保存法、これまではそれで完全に保存するためには税務署長に申請して許可が必

要だったのですが、令和4年1月1日から不要になります。今度は、その電子取引の部分についてはこれまでと全く反対の対応をすることになってしまったので、そこはちゃんとやっておかないといけません。

(小倉委員)

全部プリントアウトして紙で残しておけばいいと思っていたら、紙は無効だということになったので、本当に逆転しました。

(小澤委員)

電子でファイリングすることになります。メールで来たものをそのまま残しておくのではだめで、添付書類を開いて、それを電子で保存しておかなければなりません。保存の仕方は3種類くらいあるようですけれども、そのように変わります。

(藤原係長)

認識がなかったので勉強させていただいて、何かしらの方法でアナウンスできるように試みます。

(小澤委員)

そうしてください。

(前田会長)

よろしく申し上げます。それでは本日の協議はここまでとさせていただきますが、次の審査会までに準備するデータや資料がありましたら、随時、事務局に依頼していただければと思います。時間の関係ですべての項目について深めたというところまでは行っていないかもしれませんが、ひとつおとり項目には触れられたと考えておりますので、今日出た様々な意見を取りまとめていただきまして、次回の審査会では答申案の骨子を出していただければと思います。皆様、次回も引き続きよろしくお願ひいたします。予定した議題は以上ですけれども、委員の皆様から全体を通して何かございますか。

(全委員)

《意見なし》

(前田会長)

それでは、事務局に進行をお戻しします。円滑な進行に御協力いただきましてありがとうございました。

(阿部部長)

前田会長、ありがとうございました。

最後に事務局から今後のスケジュールについて事務連絡をさせていただきます。

(藤原係長)

次回は、今回に引き続きまして、今後の運用の検討の第4回目になります。先ほどいただいた内容を含めまして答申案骨子をお示しして協議していただく予定にしております。次回は、1月20日(木)に、この建物の別の部屋で開催予定です。近日中に開催通知を送付させていただきますので、よろしく願いいたします。

(阿部部長)

長時間にわたる御審議ありがとうございました。

それでは、令和3年度第3回川崎市指定特定非営利活動法人審査会を閉会いたします。

ありがとうございました。

以上